

飯塚市議会解散に関する決議案に対する賛成討論

2006.12.21 安永光恵

私は日本共産党市議団を代表し、ただいま議題となりました議員提出議案第 18 号飯塚市議会解散に関する決議案に、賛成の立場から討論を行います。

12 月議会初日、11 月 28 日、85 人の巨大議会の解散を求める 5 万 29 人の署名提出を受けてわが党が本会議に提出した即日解散の決議案が否決され、その一方で、77 人の議員による「平成 19 年 3 月 30 日をもって飯塚市議会を解散することに関する決議」、つまり、『来年 3 月 30 日まで解散しない』という決議が可決されました。その論調は、第 1 は、在任特例の適用が無ければ市町合併は実現しなかった。第 2 は、5 万あまりの署名にあらわれた議会解散を望む意思を真摯にうけとめ、当初 2 年間としていた在任特例期間を 1 年間短縮して来年 3 月をもって解散する。第 3 に、3 月解散を考える理由として、次年度当初予算を審査し、年度途中の議会解散による行政事務への支障を回避、さらに経費が節約できるなどとしていました。市長が助役を請求代表者のもとに行かせて本請求を迫った要点に関する報道を見ると、この決議の内容に沿ったもののようです。

この決議案に対するわが党、川上直喜議員の質疑と提出者である道祖満議員の答弁を通じて明らかになった主な点は、第 1 に、この決議がどんな

法的拘束力も持たないこと、第 2 に、当初予算の審議のため、あるいは、住民投票にかかる経費の節約というなら、12 月議会で即日解散し、市民の負託を受けた 34 人の新しい議会をつくる選択をおこなうべきでること、この 2 点でした。この質疑応答を踏まえて、本田文吉議員は、この決議案の本質が民意に対する居直りにあると厳しく批判しました。

その後、『来年 3 月 30 日までは解散しない』というこの決議、および、『来年 3 月 30 日まではやめない』という辞職願に対して、「本請求に圧力をかけようとするもの」「議員の延命を図るこそくなやり方だ」と、市民のなかで批判が大きく広がったのはご承知のとおりです。この決議や辞職願が、今回の議会解散の本請求によって、ただちに無意味なものとなったのは当然です。

さて、この決議には注意すべき 2 つの見解がありました。つまり、第 1 は「合併前の各市町で行われていた事業を新市に引き継いでいくためには各事業の合理性、適応性、必要性等を的確に判断できる議員が必要だ」、第 2 は、「もし、在任特例を適用せずに、旧市町選挙区割による選挙を行えば、地域によっては議員が 2 名しか選出されず、現実的に地域の声を新市建設計画に反映させることは、不可能になる」というものです。

しかしながら、合併後 9 ヶ月の市議会の現実には、「地元の住民サービスを守るために巨大議会が必要だ」などという理由がなりたたず、むしろ巨大議会で住民サービスが切り捨てられていることを明らかにしています。

穎田や穂波で無料だった学童保育が 3000 円になり、穎田幼稚園の授業料が 1000 円引き上げられるなど、行政水準の統一を口実に、住民サービスは低い方に、負担は重いほうにあわせるやり方がすすめられました。このような地元住民に不利益を押しつける政策と予算に、日本共産党はきっぱり反対しましたが、議員の多くが漫然と賛成しました。市は、市立幼稚園の通園バスを来年度から有料にする予定です。

また、「行政に対する監視権を行使するために巨大議会が必要だ」との見解も成り立ちません。議員の多くが、斉藤市長による住民犠牲の「行財政改革」のやり方に賛成し、その一方で、何十億円かかるかわからない鯉田工業団地開発の不要不急の大型開発を容認し、さらに総額 5 億 4000 万円の市民負担となる国民健康保険税の引き上げにも賛成しています。さらに、合併前の旧自治体における汚職や不透明な事態の究明に対して、「合併前の済んだ話だ」などと、消極的な態度を取る議員も少なくありません。この現実を見ても、85 人の巨大議会が地域住民の暮らしや福祉、教育にかかわる切実な声を市政にほんとうに届けているといえるのでしょうか。それは、巨大議会でなければできないことでしょうか。

わが党が市議会の解散を求める立場について明らかにいたします。日本共産党は、今回の市町合併の論議において、住民犠牲の押しつけ合併には反対であり、合併の是非は「住民が主役」で判断すべきとの立場を貫き、旧飯塚市、旧穂波町、旧穎田町における住民投票の実施を求め直接請求署

名運動にも共同して取り組みました。合併後の新しい市議会の発足にあたり、この立場から、できるだけ早く市民の負託を受けるために法定数 34 人にもとづいて市議会議員選挙を行うべきであるとの態度を明らかにし、それまでは、第 1 に清潔で透明かつ公正、第 2 にムダづかいをなくして暮らしの充実、第 3 に「住民が主役」の市政をめざして、市民と共同して奮闘する決意を表明しました。

4 月議会、5 月臨時議会、および、6 月から 7 月の予算議会においては、本会議においても、常任委員会や予算特別委員会においても徹底審議を行い、8 月初めに議長、続いて各党派代表に自主解散を申し入れました。各党派と議員の合意が得られないなかで、議会解散へ市民的な共同を探求し、9 月初め、飯塚市議会の解散を求める会の呼びかけに応える態度を表明し、10 月から議会解散請求署名に取り組みました。そして 11 月 13 日に 5 万人を超える署名が提出されたあと、さらに、12 月 13 日の本請求のあと、「住民投票を待つまでもなく、12 月議会で自主解散を行う」ことを繰り返し申し入れ、議会内の合意を図る努力をしたのであります。

地方公共団体の議会の解散に関する特例法にもとづけば、定数の 4 分の 3 以上、飯塚市議会においては 64 人以上の出席のもとで、5 分の 4 以上の賛成があれば市議会は即時解散できます。

最後に、これまで在任特例を支持したか、支持しなかったかの違いを超え、今回の署名で明らかになった巨大な民意にしたがって、自主解散する

ための決議案へ、12月議会閉会后、辞職願を出しなおす考えをお持ちの議員も含めて、各位の賛同を心から求めて、私の賛成討論を終わります。